

三重県飲食店時短要請等協力金 第4期

早期支給のご案内 (令和3年9月13日更新版)

三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）について、要請期間の終了を待たず、**協力金の一部を先行して支給します。**

早期支給
受付期間

令和3年8月30日(月)から
令和3年9月17日(金)まで（消印有効）

支給金額

まん延防止等重点措置及び緊急事態宣言期間のうち**一部**を早期支給します

県内全域 1店舗あたり 37.5万円 ※
※ (2.5万円×7日分) + (4万円×5日分)

※まん延防止等重点措置における重点区域とその他区域で早期支給金額に違いはありません。
※早期支給の申請の有無に関わらず、協力金として支給される金額の総額に違いはありません。

主な支給要件 以下の**全ての要件を満たしていることが必要**です。

- ・令和3年8月20日からの時短要請等に応じていただいていること（※1）
- ・三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）の**支給対象事業者**であること
- ・令和3年4月26日から6月30日にかけて実施した三重県飲食店時短要請協力金（第1期から第3期のいずれか）について**受給実績があり、かつ不支給となっていない**こと（※2）
- ・要請期間終了後の本申請を**売上高方式**で申請する店舗であること（※3）

（※1）8月20日から8月26日までと、8月27日以降で要請内容が異なります。詳細は県HPをご確認ください。

（※2）現在審査中の店舗も早期支給の申請が可能です。

（※3）本申請の際に売上高減少額方式に変更して申請することはできません。

留意事項 以下の**留意事項を必ずご確認ください**。

- ・早期支給分を除いた**協力金の残額は、後日お知らせする要請期間終了後の本申請で申請**いただき、審査ののちにお支払いします。（※1）
- ・要請期間中の見回りにより協力状況に疑義が生じた場合、早期支給ができなくなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・早期支給を希望しない場合は、要請期間終了後の**本申請**により、協力金総額を一括して請求することができます。
- ・早期支給の申請について**不備がある場合、早期支給ができなくなる**ことがありますので、申請前に十分ご確認ください。
- ・振込口座は、**第1期から第3期のいずれかで使用したもの**に限ります。

（※1）本申請の審査により、協力金支給対象ではないことが判明した場合、既にお支払いした早期支給分の全額を返還いただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

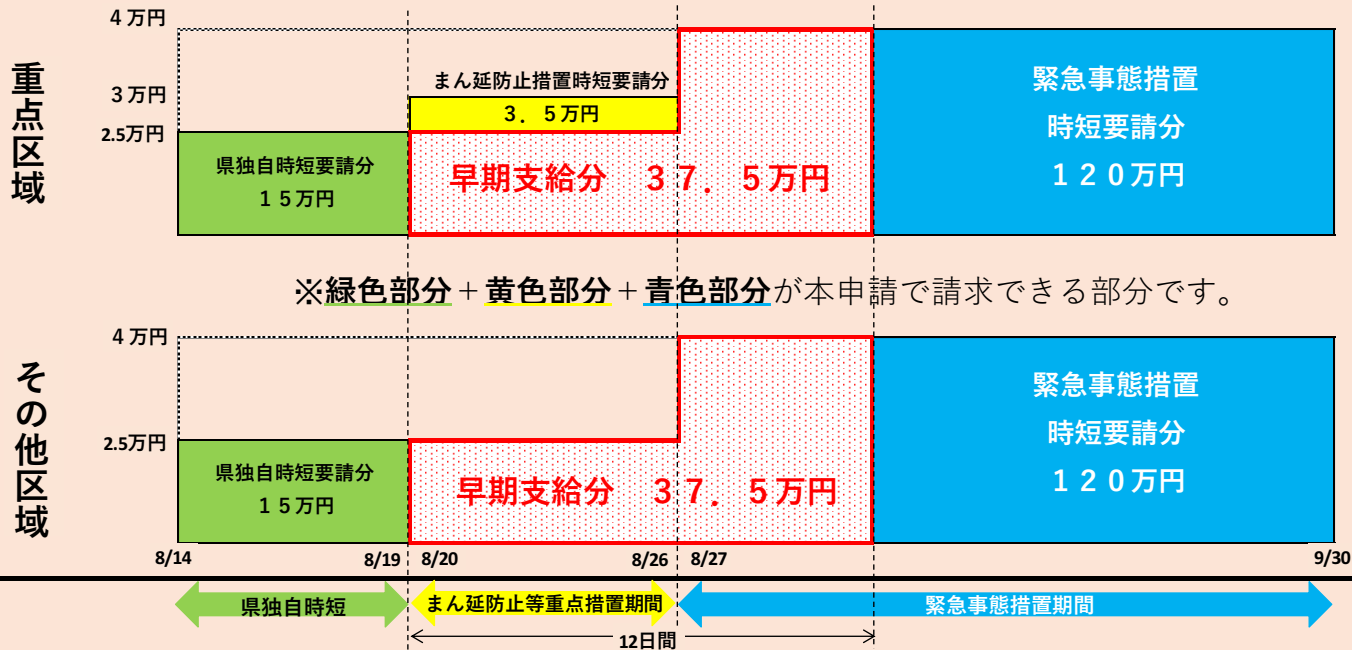


本申請がない場合、早期支給済みの協力金を返還していただくこととなります。

必ず、要請期間終了後の本申請を行ってください。

早期支給と本申請の支給額イメージ

※8/14～9/30の間時短要請に応じ、協力金日額単価が下限額の場合のイメージ



※まん延防止等重点措置により、特に重点措置を講じる区域として指定された9市8町を重点区域、それ以外の5市7町をその他区域としています。

早期支給分として請求できる37.5万円以外の残額

重点区域 : 15万円 (緑色) + 3.5万円 (黄色) + 120万円 (青色) = **138.5万円**

その他区域 : 15万円 (緑色) + 120万円 (青色) = **135万円**

⇒残額の支給を受けるには、要請期間終了後の**本申請**が必要です。本申請をしない場合、残額の支給を受けられないだけでなく、早期支給済みの協力金を返還していただくことになります。

申請の大まかな流れ

①時短要請に応じた営業

②早期支給分の申請 (郵送)

③早期支給分の支給

④**本申請** (※)

→ 本申請受付要項公表後の手続き

※本申請について

- 申請受付要項等については、10月上旬県HPに掲載予定です。申請受付要項をご確認のうえ、必要書類を整え申請してください。
- 期限までに本申請をしていただけない場合、早期支給済みの協力金を返還していただくことになります。必ず本申請を行ってください。

申請に必要な書類

※郵送のみの受付となります

①【早期支給用】支給申請書兼請求書 (第1号様式)

②【早期支給用】誓約書 (第2号様式)

※店舗に関する状況を説明する資料が必要な場合があります。詳細は県HP及び申請受付要項をご確認ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局
三重県飲食店時短要請協力金事務局 宛
【第4期】早期支給申請

【三重県飲食店時短要請等協力金相談窓口】

開設期間: 8月30日 (月) ~ 10月15日 (金) ※土日除く

電話番号: 059-224-2247 受付時間: 9時から17時